

原子力災害被害者に対する緊急支援措置について

平成 23 年 5 月 12 日

原子力発電所事故経済被害対応チーム
関係閣僚会合決定

1. 東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故に関しては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）において、平成23年4月28日、「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（以下「第一次指針」という。）がとりまとめられた。「第一次指針」では、政府による避難等の指示や、出荷制限指示等によって生じた避難費用、営業損害、財産価値の喪失等を対象として、損害の範囲についての基本的な考え方が明らかにされた。
2. 同日、東京電力（株）においては、原子力損害の賠償に関する専用の窓口が設置され、今般策定された「第一次指針」も踏まえつつ、相当因果関係のあると認められる風評被害も含め、すべての損害を受けた方々の損害賠償請求に対応し、相談・受付を始めとする手続きが開始されたところである。
3. 避難住民の方々はもちろん、農林水産業者や中小企業者の方々を始めとして、厳しい状況に置かれている被害者の方々が、出来る限り速やかに適切な賠償を受けられることを強く期待し、損害賠償の一義的責任を有する東京電力（株）に対し適切な対応を求める。
4. ただし、すべての損害賠償請求の手続きが完了し、賠償金が実際に支払われるまでには一定の時間がかかることが見込まれる。こうした中、特に審査会が被害の蓋然性が高いとして「第一次指針」の対象とした避難住民、政府指示による出荷停止等を余儀なくされた農林漁業者や避難指示を受け操業停止に追い込まれている中小企業者を始めとする方々に対し、適切な原子力損害賠償措置が早急に実施されることがきわめて重要である。
5. このため、東京電力（株）は、平成23年4月15日の本部決定を踏まえた避難・屋内待避をされていた方々への資金給付にとどまらず、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の方々に対しても、被災者生活再建支援法の規定により、地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、損害への充当を前提に、当面の必要な資金を給付しているところである。
6. さらなる措置として、東京電力（株）は、下記の損害について、損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに支払うこととする。

- 「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域、屋内待避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域において農林漁業者が被った営業損害（殺処分された又は死亡した家畜にかかる財物価値の喪失及び処分費用を含む）
- 「第一次指針」の「第4 政府による航行危険区域設定に係る損害について」に掲げる航行危険区域の設定により、漁業者が被った営業損害
- 「第一次指針」の「第5 政府等による出荷制限指示等に係る損害について」に掲げる政府による出荷制限指示又は地方公共団体が合理的理由に基づき行う出荷又は操業に係る自粛要請等（生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行う場合を含む。）があった区域における当該出荷制限指示等の対象品目に係る農林漁業者が被った営業損害

なお、上記の支払いについては、請求者の置かれている経済的状況等にかんがみ、例えば、請求者が生産者団体又は地方公共団体のとりまとめに基づき請求する額の一定比率について仮払いを行うなど、関係事業者団体等の協力を得つつ、速やかな賠償の実現に向けた取組が求められる。

7. また、中小企業者の方々に対する東京電力（株）による迅速な損害賠償の実現に向け、「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域等において中小企業者が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な業態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施することとする。さらに、中小企業者の方々に対しては、日本公庫等による融資制度の拡充や、政府の避難指示を受けて警戒区域等からの移転を余儀なくされる場合の事業維持のために中小企業基盤整備機構を活用して福島県と連携して長期・無利子の貸付けを行う特別支援制度の創設など、政策支援を大幅に拡充する。
8. 上記の仮払い資金については、将来、確定する損害賠償額の仮払いと位置づけるものとし、政府は、原賠法に基づいて、原子力損害賠償補償契約（東京電力（株）福島第一原子力発電所に係る賠償措置額は1,200億円）に即して適切に対応するものとする。
9. 政府は、審査会において、今後、風評被害に苦しむ農林水産業者や中小企業者の方々への損害も含めて速やかに指針がとりまとめられていくことを期待するとともに、被害者の保護等を図るために必要な支援等を講じることとする。

第125回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年5月14日（土） 10:44～11:13
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について

事務局：第166報により説明

- ・ 県内避難については、一次避難所が前回より172名減の7,680人、二次避難所が30名増の16,559人となっている。
- ・ 人的被害については、死者が前回よりも1名増の1,516人、行方不明者については、前回よりも2名減の725人となっている。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

生活環境部次長（県民安全担当）：別紙資料により説明

- ・ 引き続きいずれの地点も概ね横ばい又は減少傾向で推移している。

（3）「福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター」稼働状況について

文化スポーツ局長：別紙資料により説明

- ・ 避難者登録受付状況は、昨日44件、累計で26,193件となっている。
- ・ 避難所入居者問い合わせ状況は、昨日は31件の問い合わせがあり、うち情報提供に至ったものは5件で、累計1,255人となっている。

（4）「福島県警戒区域一時立入り受付センター」稼働状況について

企業局長：別紙資料により説明

- ・ 昨日から警戒区域一時立入り受付センターが始まった。毎日、朝8時から夜10時まで稼働している。
- ・ 13日の受付件数は、1,938件、立入希望者総数は3,425人となっている。うち県内居住者は、1,587人、県外居住者は1,838人である。
- ・ 初日ということもあり、かなりのアクセスがあった。この一時立入りについては、先着順ではなく、希望者を受付してグルーピングして、それからということになるのでご理解をいただきたい。集中しないような形でぜひ申込みをしていただきたい。
- ・ 現在、40人体制で行っているが、来週には10名程度増強したい。オペレーターも慣れてくればスピードアップするので、これからもっと数字が上がってくるのではないかと思う。

松本副知事：

- ・ 一時立入りについては先着順ではなく、一旦リストを作成した上で、市町村がグルーピングをしながら順番を決めるもの。これについてはメディアの方々も報道のご協力をお願いしたい。

(5) 双葉地方8町村の仮役場設置場所及び所在確認状況について

企業局長長：別紙資料により説明

- ・ 所在確認率が上がってきて、今回の報告では94%となっている。前は、88%だったので、6ポイントの増加である。確認率は上がっているが、なお一層の努力を県からも要望している。

(6) 「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部理事：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は182件で前日より29件の増。
- ・ 問い合わせ内容は連日同じような傾向にある。
- ・ 学校関係では、文科省の積算根拠に関するもの。学校・公園の土壌の除染についての要望。
- ・ 線量の関係では、年間の積算方法や線量計の購入についての問い合わせなどである。

(7) 「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部政策監：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は、昨日110件と、前日比30件の増となっている。
- ・ 一般からの問い合わせが7割弱である。問い合わせの内容は、家庭菜園や山菜の自家消費に関するものなど。
- ・ 営農の相談については、技術対策というより、原子力発電所が不安定な状況で、これから作付けして可能なのかなどの不安の声があった。

(8) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整チーム：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は昨日59件で、うち浜通り地方からのものが40件となっている。
- ・ 主な内容としては、原子力損害賠償紛争審査会の指針に関する事、損害賠償手続関係、東京電力に対する要望等に関する事であった。
- ・ 具体的な例では、警戒区域に車を置いてきたため、取りに行けない。避難先で生活していくためにかかる交通費なども賠償の対象してほしいというような内容である。

(9) 「原子力災害の賠償等に関する緊急要望（いわゆる風評被害、精神的被害、自主避難について）」について

企画調整チーム：

- ・ 5月16日に国の第4回原子力損害賠償紛争審査会が開催される。そこでは、風評被害や避難費用、避難指示等に伴う精神的損害に関する考え方について議論される。それを踏まえ、本県の考え方を国の方へ主張していきたい。
- ・ 別紙要望書案により説明
- ・ これに参考事例を加え、内閣総理大臣、文部科学大臣、原子力経済被害担当大臣に要望していきたい。

松本副知事：

- ・ 1（風評被害を含む経済的損失）については異論がないところである。広範囲に、風評被害という言葉で表せないくらい経済的損失が発生している。特に県内全域をポイントに、あらゆる経済的損失を賠償等の対象とすることを主張していかなければならない。
- ・ 精神的損害については、紛争審査会の方では、一般的・抽象的不安感や危惧感は対象としないという一次指針があるが、まさに一般的・抽象的不安感を超えていると主張していきたい。特に、東京電力の原発事故がなければこういう状況にならなかったのも、事実的な因果関係があると主張して、確実な賠償対象にしていかなければならないと考えている。
- ・ 3（自主避難）については、切迫感の中で避難した人がいるのは事実。混乱の中で行政が呼びかけたこともあり、確実に対象にいれていく必要がある。
- ・ なお、事務局をお願いしたい。事例集についても精査して届けてほしい。また、4月に私が審査会へ行ったときに、現場の声を審議に反映させて欲しいとお話をした。関係大臣のみならず、審査会にも今回の要望が十分に伝わるような措置をお願いしたい。

(10) 福島県借り上げ住宅の取扱いの一部変更について**土木部長：**

- ・ 家賃の限度額等の基準が緩和されたことから、借上げ住宅の取扱いの一部を変更した。

土木部次長（建築担当）：別紙資料により説明

- ・ 5月18日から適用することとし、既入居者の切り替え手続については、6月1日以降、準備が整った市町村から実施する予定である。

松本副知事：

- ・ 国からこの基準緩和措置の通知が出たときに、かなりの市町村から「緩和の趣旨はわかるが、今まで対応してきた方々との公平感をどうするのか」、「市町村の窓口がかなり混乱するのではないか」という意見が強く出ていた。その後の調整状況は？

土木部次長（建築担当）：

- ・ 国からの通知が出た時に、事務処理について各市町村に意見照会をしている。公平感の問題を含めて様々な意見が寄せられたが、最終的に、避難住民のためということで理解をいただいた。ただし、制度改正ごとに実施されるスパンが大変短いので、窓口での対応に苦慮しているという意見もあり、最終的に、一定の時間をいただき、体制を整ってから対応したいという要望に沿った形になった。

松本副知事：

- ・ 既入居者の切り替え事務手続については、準備が整った市町村から実施するというのが、市町村からの要望に沿ったものと理解してよろしいか？

土木部次長（建築担当）：

- ・ できる限り早く対応したいということもあり、新規の受付については5月18日からとしている。ただし、既入居者については今回お知らせすることで不安感をなくし、その代わり、事務手続については窓口に集中することもあるので、体制が整ってからと整理した。
- ・ 既入居者については、まずは安心感をもっていただき、実際の事務手続については6月1日以降、市町村の体制が整いしだいということである。

松本副知事：

- ・ 業務量が多くなる市町村には、県の方でサポートをお願いしたい。
- ・ もう一つ気になるのは、遡及適用。災害救助法のスキームでは、この遡及適用はハードルが高く、場合によっては県独自の負担になると思うが、今後国に対する要望は？

土木部次長（建築担当）：

- ・ 災害救助法でのスキームでは現金給付ではなく、家賃補助という仕組みになる。そのため、県が直接、大家さんへ家賃を補助するようになる。3月、4月にすでに住んでいる方も同じあり、県がオーナーに家賃補助をし、オーナーさんから入居者の方に家賃を返還するような仕組みであれば、災害救助法の適用になる。
- ・ 一度契約を解除しているような状況になると、3月、4月分の家賃についてオーナーさんを通じての対応は非常に困難になる。
- ・ 契約書をもとに、現金給付という方法であれば直接県から返還できるし、話としてわかりやすい。しかしながら、現在の仕組みでは、現金給付については災害救助法の適用にならない。
- ・ この対応について、災害救助法の対応になるよう、国に働きかけていきたい。

松本副知事：

- ・ 是非、制度について理解いただくよう、国に働きかけてほしい。

(11) 飯舘村・川俣町の避難状況について

文化スポーツ局長：資料なし

- ・ 明日(5/15)から避難を開始する。川俣町は午前10時から山木屋出張所で、飯舘村は午後1時15分から村役場前から、第一陣が出発すると報告をいただいている。

松本副知事：

- ・ 厳しい選択の中での第一陣の出発。できるだけ円滑に進むよう、県としても支援するようお願いしたい

(12) 松本副知事から

- ・ 私の方から2点ほど話がある。

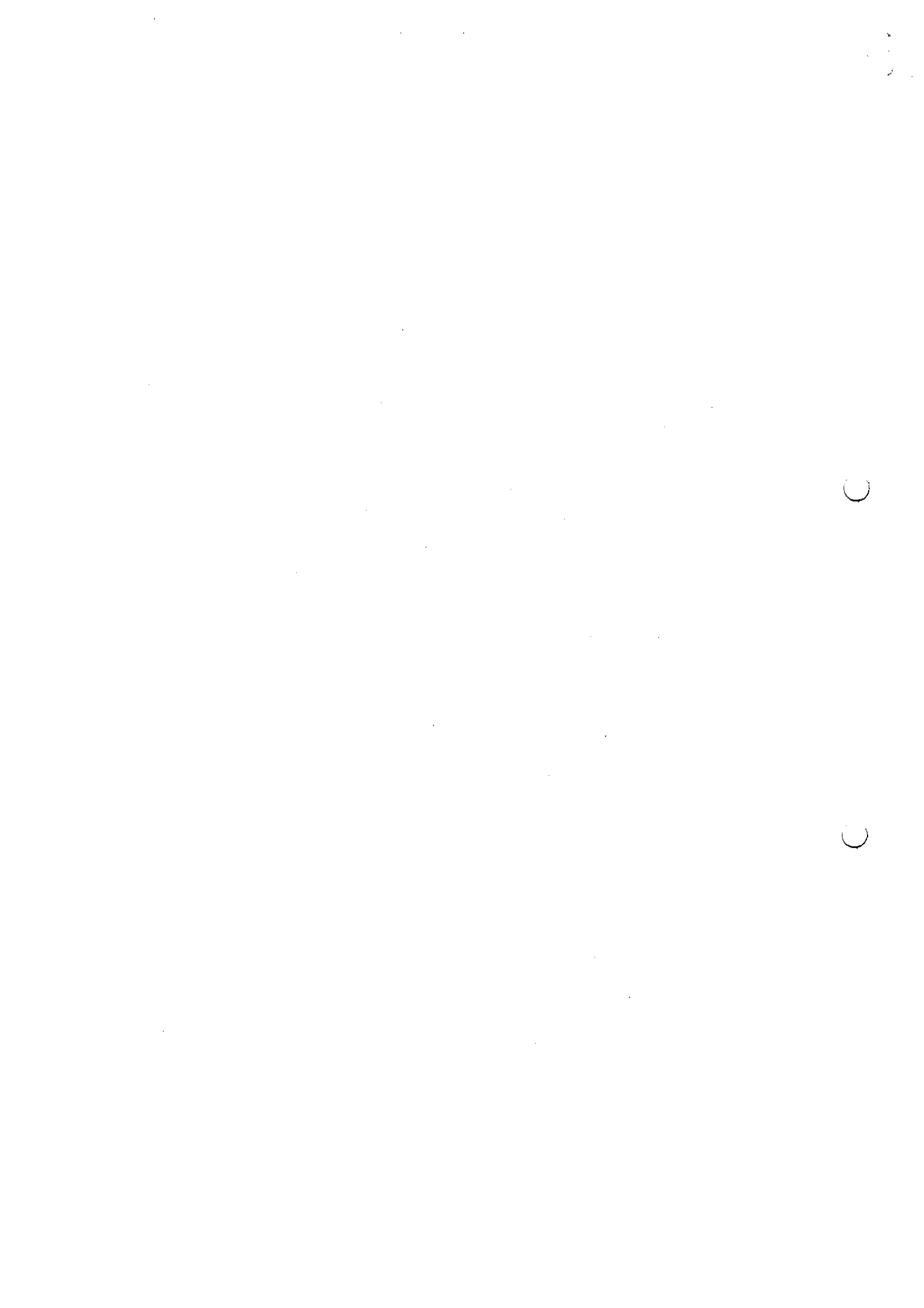
①原子力損害賠償について

- ・ 昨日、政府の支援スキームが決まった。政府の役割等について様々な議論があるが、一つは、防災等に対する政府の財政支援があること。二つ目は閣僚会合の決定のなかで、一定期間後に被災者救済に異論がないか等検討を行って、必要な場合は追加な補償を講ずるといふようなくだりもある。政府がしっかり責任を果たしてくれるものと期待をしている。今後もその動きを注視し、国が全責任をもつようあらゆる機会を捉えて強く求めていかなければならない。
- ・ 賠償関係で当面やらなければならないこと。紛争審査会で7月に大枠が出る。営業損害、精神的な損害、風評被害などを政府の枠組みに組み込んでいただくことをしっかりと要望していく。もう一つは、農林水産業や中小企業に対する早期の仮払いを実現すること。農業については、団体の方でまとまったものから5月下旬に支払できるということなので、当団体の方が窓口になるが、県の方でしっかりサポートしてもらいたい。中小企業の早期仮払いについても、来週早々に県の方で商工団体等が集まって仕組みを立ち上げるということなので、県の役割を十分果たしてもらいたい。

②復興・復旧について

- ・ 昨日、知事の方から復興・復旧に軸足を置いて、本部会議的なものを立ち上げる必要があるのではないかという話があった。今後の復興・復旧施策については、農林、土木のインフラ施設の復旧はもちろん、農業や商工業などの社会経済活動の復興にも力を入れていかなければならない。
- ・ しかしながら、被災者支援、原子力災害をどうするかという問題もある。2次避難がかなり進んでいるので、物資班、救援班、活動支援班の業務は少しずつ縮小していいのではないかと思う。しかしながら、原子力安全については縮小でなく、強化していく必要があると考える。従来の対策本部も存続するが、縮小するものがある一方、モニタリングの強化やロードマップの対応など原子力対策についてはさらに強化していく体制をとっていく必要がある。
- ・ 原子力災害対応とともに、知事の指示があった復旧・復興に軸足を移した組織の検討については、総務部中心に各部局が連携して、速やかに復興・復旧の本部が立ち上がるよう協力をお願いしたい。

※5月15日(日)の本部員会議については、午前10時30分から行う。



第126回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

1 日 時：平成23年5月15日（日） 10:30～10:47

2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室

3 内 容：

（1）最新の被害状況について

事務局：第168報により説明

- ・ 県内避難については、一次避難所が前回より160名減の7,520人、二次避難所が13増の16,572人となっている。
- ・ 人的被害については、変化なし。住家被害については、それぞれ郡山市を中心に増となっている。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

生活環境部次長（県民安全担当）：別紙資料により説明

- ・ 引き続きいずれの地点も概ね横ばい又は減少傾向で推移している。

（3）「福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター」稼働状況について

文化スポーツ局長：別紙資料により説明

- ・ 避難者登録受付状況は、昨日45件、累計で26,238件となっている。
- ・ 避難所入居者問い合わせ状況は、昨日は32件の問い合わせがあり、うち3件について情報提供を行っている。

（4）「福島県警戒区域一時立入り受付センター」稼働状況について

企業局長：別紙資料により説明

- ・ 14日の受付件数は、898件、立入希望者総数は1,563人となっている。うち県内居住者は、817人、県外居住者は746人である。
- ・ 昨日に比べてかなり減少しているが、13日の初日については、8時から22時まで集計したが、14日からは、18時から22時の分については、翌日集計分に組み入れることとしたため減少している。明日からは、増えた形で報告ができる。

（5）「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部理事：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は、151件で前日より31件の減。
- ・ 問い合わせ内容は、報道等の中身によって新たな問い合わせが出てくる状況が続いている。
- ・ 学校関係では、二本松市で学校にクーラーを導入する報道があったため、同様の要望が県北地域から出ている。
- ・ 農産物等については、山菜、タケノコを食べて大丈夫か、川魚を食べて大丈夫かという問い合わせが多くきている。
- ・ 避難指示の関係では、自分の地域の空間線量を詳しく見ている方が多くなっており、自分の地域が高い場合には、大丈夫か心配だと言う問い合わせが

きている。

- ・ 線量計を配布して欲しいと言う問い合わせが多くきているが、各戸配布は困難。県から市町村へ配布しているので、詳細なモニタリングについては、市町村に相談願いたいと答えている。
- ・ 第一原発1号機のメルトダウンがあったのではないかという報道については、危険性が高まっているのではないかとの問い合わせが多くきている。危機的な状況にはないと考えられると答えている。
- ・ 一般市民にもわかりやすい情報提供の仕方を工夫して欲しいと言う問い合わせが多くきている。検討していく必要があると考えている。

(6) 「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部政策監：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は、昨日75件と、前日比で35件減少している。
- ・ 営農については、作付け、土壌検査結果等に関する問い合わせがきている。
- ・ 出荷流通については、ワカサギが暫定規制値を超える値が検出されたため、県外の業者から福島県内のコイの検査結果が心配だと言う問い合わせがあった。コイについては、暫定規制値を大きく下回っているため問題がないと答えている。
- ・ 家庭菜園、自家消費等については、作付け関係、食べて良いか等摂取の関係、山菜、タケノコ関係の問い合わせが多くなっている。
- ・ 各種意見等では、出荷制限について、解除や新たな制限などがいろいろあり、わかりやすく情報提供してほしいとの意見があり、工夫していきたいと考えている。
- ・ 淡水魚関係では、県内の他の河川の淡水魚に関するモニタリングの計画について問い合わせがあり、順次計画を立てて実施していくと答えている。

(7) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整チーム：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は昨日28件で、前日比で31件減少している。
- ・ 主な内容としては、戸建て住宅を建築中であったが、原発事故により工事が中断され契約解除も考えており、対象となるのかと言う問い合わせがあり、1次指針の中には、財物価値の損失が対象になっている。具体的な算定方法については、検討中である旨を回答している。
- ・ 自動車解体業の方から、スクラップしたものの放射線の数値が高くなって引き取ってもらえない。原発事故との因果関係が明白であり対象としてほしいと言う要望がある。

松本副知事：

- ・ 3つの問い合わせ窓口、それぞれ件数は落ち着いてきているが、今、話にあったように、わかりやすいと言うことが大事、更なる工夫をお願いしたい。問い合わせ窓口だけでなく、さまざまところに、県民の方、被災者の方からお電話を頂戴しているが、問い合わせ窓口だけでなく、それ以外について

もわかりやすい対応、丁寧な対応に努めるようお願いしたい。

(8) 内堀副知事

- ・ 2つの工程表について、要請と質問をさせていただきたい。
- ・ 1つは東京電力が作った事故収束に向けた工程表。6～9か月の間でステップ1、ステップ2で収束させると設定してあるもの。第一原発の中では様々な状況が発生しており、更に厳しい状況になっていると感じている。ただ、福島県民、特に避難されている方々は、この事故終息に向けた工程表に強く期待されているので、しっかりと進めていただくことが大事であり、昨日知事は総理に対して、この工程表をしっかりとやるよう要望した。
- ・ もう1つの工程表が、政府で福島県の復旧・復興に向けた工程表を表に出そうという動きがある。この中では、避難住民がいつになったら戻れるのか、その後土壌改良をするとか、その後政府としてしっかりとした復興支援をどういう形で行っていくかと言うことを整理されると聞いている。
- ・ いずれの工程表もきちっと国民、県民に対して明示していただき、着実に実行していただくことを強くお願いしたい。今の状況で、わかっている範囲で平岡次長に教えていただきたい。

原子力安全・保安院 平岡次長：

- ・ 1つの方については、事故の早期収束というのが最重要課題である。4月17日に東京電力から工程表が示され、これに沿って対応が進められている。いろんな新しい状況も発生してきている、わかってきたこともいろいろある。しっかりと対応を進めながら、更新もしながら進めていく事になっている。最速で収束させるため、政府としても、フォローアップや安全確保をしながらかちんと進めるということをしかりと行って、実現に向けて最大限努力していく方針でいる。
- ・ もう1つの工程表については、詳細を承知していないので、情報が入ったらご紹介したい。

(9) 松本副知事

- ・ 昨日、伊達市で一部地域の説明会で、市長から自主的な避難についての話があったようである。県でも、市と連絡調整しているが、正式の地域指定ではないので、国では動きにくいと思う。
- ・ 県としては、市長の判断を尊重した上で、できる限りの支援をしていく必要があると考えている。振興局、市町村総合支援の窓口を通じて、伊達市と情報交換、連絡を密にした上で、県としてできる限りの支援をしていくスタンスで臨んでいただきたい。
- ・ 周辺地域においても、様々な情報が欲しいと言う要望も出てくる可能性もあるので、オフサイトセンターと連絡を取りご協力いただきながら、地域で求める情報については、積極的に公開させていただく取組みをお願いしたい。

※5月16日(月)の本部員会議については、午前10時から行う。

11

12

13

第127回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日時：平成23年5月16日（月） 10:03～10:23
- 2 場所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内容：

（1）最新の被害状況について

事務局：第170報により説明

- ・ 3の避難の状況については、一次避難所が前回より96名減の7,424人、二次避難所が23名増の16,595人となっている。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

生活環境部次長（県民安全担当）：別紙資料により説明

- ・ 引き続きいずれの地点も概ね横ばい又は減少傾向で推移している。

（3）「福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター」稼働状況について

文化スポーツ局長：別紙資料により説明

- ・ 避難者登録受付状況は、昨日43件、累計で26,281件となっている。
- ・ 避難所入居者問い合わせ状況は、昨日は23件の問い合わせがあり、うち3件について情報提供を行っている。

（4）「福島県警戒区域一時立入り受付センター」稼働状況について

企業局長：別紙資料により説明

- ・ 15日の受付件数は、1,086件、立入希望者総数は1,886人となっている。うち県内居住者は、1,044人、県外居住者は842人である。
- ・ 昨日までの報告では、川内村、葛尾村、田村市の欄を設けていたが、受付を終了したため、本日よりはずしてある。

（5）「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部理事：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は、147件で前日より4件の減。
- ・ 内容はここ数日同様であるが、学校関係では、校庭の表土除去、エアコンの設置の要望、屋外プールの使用などの問い合わせがある。
- ・ 農産物等については、山菜、家庭菜園などを食べて大丈夫かという問い合わせが多い。
- ・ 日常生活では、草むしりをして大丈夫かという問い合わせが多い。
- ・ 避難指示の関係では、全村避難の必要性について東電から納得のいく説明をしてほしいという要望があった。
- ・ 福島第一原発1号機のメルトダウンの報道については、現状はどうなっているのかという問い合わせがきている。
- ・ 双葉町から避難している住民からは、いつ帰れるのか早く見通しを示してほしいという要望があった。

(6) 「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は、昨日42件と、前日比で33件減少している。
- ・ 営農については、出荷制限の野菜の廃棄について、早く処分の方針を示してほしいという意見がある。改めて国に早期に方針を示すよう要望しているところ。
- ・ 出荷流通については、損害賠償請求について、どういう書類が必要かという問い合わせがあった。
- ・ 家庭菜園、自家消費等については、山菜、タケノコ関係の問い合わせが多くなっている。

(7) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整チーム：別紙資料により説明

- ・ 相談件数は昨日14件で、前日より減少している。
- ・ 主な内容としては、小高区の病院に通院していたが、仙台の病院への通院に変更となり交通費がかかっているのが対象として欲しい、また、個人や弱者などを最優先に救済してほしいなどの要望があった。

(8) 「がんばろう ふくしま！」応援店登録店舗数について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 4月から福島県の農産物を特設コーナーなどで扱っていただく店舗を、応援店として登録している。
- ・ 5月15日現在、県内外合わせて827店の登録をいただいた。県内は735店、県外は北海道から熊本県までの20都道府県の92店となっている。
- ・ 県外では、NPO法人、JA、まちの駅などさまざまなルートを使って県産品を販売する取組みが進んでいる。協力をいただいている各都府県に感謝申し上げる。
- ・ 今週末も川崎市にてふくしま応援フェアを開催予定としている。今後とも、観光を含めてPRに努めていきたい。

松本副知事：

- ・ 県外の応援店はこれからという状況であり、各都府県からの連絡員のみならずにも引き続き応援をよろしく願います。
- ・ 先の土曜日にあったJCの会議（郡山市）においても、全国のJCの方々に応援をお願いをしたところ。

(9) (主) 原町海老相馬線「上立切橋」仮設橋の開通について

土木部長：別紙資料により説明

- ・ 主要地方道原町海老相馬線の上立切橋は、相馬市と南相馬市の境を流れる河川に架かる橋であるが、流失により通行が寸断され、国道6号まで迂回しなければならなくなった。相馬市と南相馬市を結ぶ重要な路線であり、自衛隊に仮設橋活用を要請していた。
- ・ 本日、10時から開通式を行うが、当面は、復旧・捜索活動のための作業

車輛・緊急車両のみの通行とし、一般車両の通行は不可とする。

- ・ 自衛隊には、改めて感謝申し上げる。

(10) 福島第一原子力発電所周辺海域における行方不明者捜索について

海上保安庁：別紙資料により説明

- ・ これまで30kmの海域での集中捜索を実施していたところであるが、本日から10km圏内の沿岸域において行方不明者の捜索を実施することとした。10km圏内での活動は初めてとなる。

(11) 原子力損害賠償紛争審査会について

企画調整チーム：資料なし

- ・ 本日、国の第4回原子力損害賠償紛争審査会が開催される。以前から地元首長の参加を求めているところであり、本日の審査会には、本県からは、地元自治体として川内村長、大熊町長が参加し、現状や損害賠償についての意見を申し上げる予定である。

(12) 松本副知事から

- ・ 農産物の出荷制限措置について、分かりにくい状況になってきているので、分かりやすい広報をしていただきたい。
- ・ 地元の直売所等でも、どれが大丈夫なのかとの質問を受ける。消費者の方が知りたい情報を、きめ細かく分かりやすく情報提供をしていただきたい。
- ・ 伊達市の自主避難に関して、県への要望を伺ってきた。主なものとして、一つは、放射線に対する正しい知識の普及と啓発についてである。例えば、放射線の影響についての専門家による住民への説明会の開催や、市町村が行う場合の講師の派遣などの支援をしてほしいということである。
- ・ 二つ目は、モニタリングの充実・強化についてである。もっときめ細かく体系的にやってほしいということで、これについては県、オフサイトセンター、国の関係機関が連携を密にして住民の要望に応えていかなければいけないと思っている。体制づくりについて、検討を加速してほしい。

(13) 知事から

- ・ モニタリングについては、どこで、どれくらいの線量があるのか知りたいとの声があるので、具体的に何ができるとしっかりと対応していくこと。
- ・ 昨日、自衛隊、警察、消防、海上保安庁などの方々が行方不明者の捜索活動をしているところを激励に回ってきた。とても丁寧に捜索をしていただいていると感じた。改めて感謝申し上げる。
- ・ 「がんばろう ふくしま！」については、各都道府県の皆さんにも大変ご協力をいただいている。先日、池袋でも3、4百人と多くの方々においでいただいた。今後とも一層支援の輪の拡大に協力いただきたい。

※5月17日(火)の本部員会議については、午前10時から行う。

